

マイクロシミュレーションを用いた日本における ベーシックインカム導入の一考察

○根岸美知 李皓 (静岡大学)

The analysis of Basic Income in Japan using microsimulation models

* M. Negishi and H. Lee (Shizuoka University)

概要— 従来の社会保障制度に代わる政策として、政府が全国民に対して最低限の生活を送るのに必要な額の現金給付を無条件に行う政策であるベーシックインカム (以下 BI) が期待されている。本研究は、マイクロシミュレーションモデルを用いて BI が貧困問題の解消に有効であるか考察する。分析の結果、BI が従来の社会保障制度に比べ、「所得再分配機能」が高く、貧困問題の解消に有効であること、BI は子供を産む金銭的なハードルを下げ、少子化の緩和につながる可能性があることが明らかになった。しかし、本研究のモデルには、多くの問題点も残されており、さらなる改善が必要である。また、他の金額に対して試算を行い、妥当な金額を考察する必要がある。

キーワード: 社会保障 ベーシックインカム マイクロシミュレーション

1 はじめに

1.1 社会保障制度

1.1.1 社会保障制度の問題点

厚生労働省 (2017) ¹⁾によると、近年、高齢化などの影響により、社会保障費は年々増加しており、その中でも、特に年金額が増加していることがわかる。また、一方で少子化により、働き手である現役世代は減少している。これにより、現役世代の負担は増大を続けている。財務省ホームページ²⁾によると、65歳以上の者ひとりを20歳から64歳の者1.8人が支えることになることと推計されている。

また、現在、低所得者や稼働能力のなくなった者の生活を支える制度として、生活保護制度があるが、尾藤ら (2011) ³⁾によると、捕捉率 (生活保護を利用する資格のある人のうち現に利用している人の割合) は2010年で15.3%~18%程度と推定されている。そのため、生活保護制度が完全に機能しているとは言い難い。

これらのことから、現在の社会保障制度は大きな問題を抱えていると言える。

1.1.2 社会保障制度の機能

厚生労働省 (2012) ⁴⁾によると、社会保障制度の機能としては、主として、①生活安定・向上機能、②所得再分配機能、③経済安定機能の3つが挙げられる。①生活安定・向上機能とは、人生のリスクに対応し、国民生活の安定を実現するものである。②所得再分配機能とは、社会全体で、低所得者の生活を支えるものである。具体的には、異なる所得階層間で、高所得層から資金を調達して、低所得層や稼働能力のなくなった人にその資金を移転することが挙げられる。③経済安定機能とは、経済変動の国民生活への影響を緩和し、経済成長を支える機能である。

1.1.3 日本の社会保障制度の特徴

日本の社会保障制度は戦後日本の社会経済システムの一環として「企業中心社会」的特徴を有している。

厚生労働省 (2012) ⁴⁾によると、日本型雇用システムは、会社が従業員に対して長期の安定した雇用を保証する見返りに、従業員は会社に忠誠を尽くすことを求められた。そのため、男性従業員は、長時間労働や頻繁な転勤など、生活より仕事を優先することを余儀

なくされた。その一方で、育児や介護等のケア労働は性別役割分業の下、専業主婦を中心とした家族によって行われた。そのため女性は出産・子育て期には就業を中断し育児や家事に専念することが一般的となった。

こうした企業中心型の雇用システム・社会保障制度は、日本の高度成長を支えた一方で、多くの問題を抱えている。これらの問題を以下の3点にまとめた。

第一に、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の格差を生む点である。小沢 (2002) ⁵⁾によると日本では正規雇用労働者に対し、企業福祉が公的な社会保障の低水準を補完するものとして、保険料の一定割合を負担したり、法定外福利費を負担するといったことが行われているが、多くの非正規雇用労働者に対しては行われていない。そのため、給与所得の差以上に格差が広がっている。

第二に、労働時間が長時間になってしまうという点である。企業福祉が公的な社会保障の低水準を補完するものとして、保険料の一定割合を負担したり、法定外福利費を負担するといったことが行われている。そのため、企業が一人当たりにかかる金額が大きく、多くの雇用をして短時間労働をさせるのではなく、少ない雇用で長時間労働をさせる原因の一つとなっている。

第三に、女性の社会進出と、家事・育児・出産の両立に対する負担が大きいことである。小沢 (2002) ⁵⁾によると日本では長時間労働が求められる上、性別役割分業の考え方も残っている。このことは、少子化の進展の大きな一因となっている。

1.2 生活保護制度

1.2.1 生活保護制度とは

ベーシックインカムと同様に、最低限の所得を保障する社会保障制度として、生活保護が挙げられる。生活保護制度とは、「生活保護法」第1条によると、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」ものである。生活保護制度は社会保障制度の3つの機能のうち、「所得再分配機能」を持っている⁴⁾。

1.2.2 生活保護の問題点

生活保護には、多くの問題点が存在する。

第一に、山森 (2009) ⁶⁾によると、受給にはステイグマ (恥辱感) があることである。

第二に、徳丸 (2017) ⁷⁾によると、給付のための手続きが煩雑であることである。

第三に、受給する資格があるが、受給できていない者が多く存在することである。尾藤ら (2011) ³⁾によると、捕捉率 (生活保護を利用する資格のある人のうち現に利用している人の割合) は2010年で15.3%~18%程度と推定されている。

第四に、受給者の就業意欲が下げる可能性が生じることである。徳丸 (2017) ⁷⁾によると、生活保護は、収入がある場合、支給額から収入充当額が差し引かれる。また、収入が最低生活費を上回る場合は、その期間に応じて生活保護が一時停止または廃止される。そのため、働いても所得が増えず、就業意欲が下がる。

1.3 ベーシックインカム

1.3.1 ベーシックインカムとは

ベーシックインカムとは、社会保障制度として、政府が全国民に対して最低限の生活を送るのに必要な額の現金給付を無条件に行う政策である⁶⁾。アイルランド政府 (2002) では以下の特徴が挙げられている。①現物ではなく金銭で給付されるため、いつどのように使うかに制約がない。②人生のある時点で一括で給付されるのではなく、定期的な支払いの形をとる。③世帯や世帯主ではなく、個人に支払われる。④資力調査なしに支払われるため、一連の行政管理やそれに掛かる費用がなくなる。⑤稼働能力調査なしに支払われる。

1.3.2 ベーシックインカムで期待されていること

様々な観点から期待されているベーシックインカムのことを以下のようにまとめる。

第一に、給付業務の効率化である⁷⁾。生活保護、失業手当等の諸手当は、それぞれに詳細な条件が定められており、手続きが煩雑である。一方で、ベーシックインカムは全員を対象とし、金額も一律のため、手続きが簡単になる。

第二に、失業者の労働意欲の向上につながることである⁷⁾。生活保護や失業手当では、働いても収入が増えず、労働意欲が低下してしまう。ベーシックインカムであれば、常に一定額が支給され、働けばその分収入が増えるため、労働意欲の向上につながると考えられる。

第三に、労働時間の長さ、正規雇用と非正規雇用の格差といった、就業上の問題の改善である⁸⁾。小沢 (2001) ⁸⁾によると、ベーシックインカムで所得が増えた分、労働時間を減らしても十分な所得を得ることができると考えられる。また、ベーシックインカムを導入して厚生年金を廃止することで、会社の負担が減り、より多く雇用することができ、労働者の一人当たりの労働時間を減らせると考えられる。また、ベーシックインカムで収入が増えることで、非正規雇用労働者であっても十分な所得を得られると考えられる。

第四に、生活を安定させ、貧困問題を解消することである。生活保護は、受給のハードルが高く、生活保

護を利用する資格のある者であっても、実際に受給している者は少ない。ベーシックインカムであれば、全員に同じ金額を支給するため、そういった問題は生じない。

第五に、女性の家族への依存からの解放である。堅田 (2009) ⁹⁾によると、ベーシックインカムは、家事や育児などといった、家庭内の不払い労働に対する支払いとしてとらえることができる。また、ベーシックインカム導入で、女性と男性の賃金格差を相対的に小さくすることができる。

1.3.3 ベーシックインカムで懸念されていること

一方、ベーシックインカムで懸念されていることも多く存在する。

第一に、財源の問題である。ベーシックインカムは全ての国民に支給するため、巨額の財源が必要となる。そのため、所得税等の増税が必要になると考えられる。

第二に、個々の状況に応じたニーズに配慮できないという問題である。生活保護制度では、年齢階級別や子供の就学状況などに応じて扶助額が定められている。それに加え、入院した場合などには扶助額が加算される。しかし、ベーシックインカムではそういった個人の状況は全く考慮されない。

第三に、フリーライダーが生じるという問題である。フリーライダーとは、ベーシックインカムの支給を受け、働かなくなり社会的貢献をしない者である¹⁰⁾。

1.4 研究の目的

以上の状況を受け、本研究では、従来の社会保障制度では、貧困であるにも関わらず生活保護を受けられないなどといった理由から、貧困問題を解消できていないという問題に対し、ベーシックインカムの導入による効果を試算し、貧困問題の解消の可能性について分析する。

2 先行研究

2.1 ベーシックインカムの試算に関する先行研究

ベーシックインカムの試算を行った代表的な先行研究として、小沢 (2002) ⁵⁾ が挙げられる。この研究ではベーシックインカムを一人あたり月8万円とし、所得税を比例課税と想定して、税込総額の観点や代表的なモデル世帯に対する影響を想定した検証が行われている。

この研究ではベーシックインカム政策を実施するために必要な金額や所得税率や代表的なモデル世帯の所得変化は明らかになった一方で、家族構成、年齢、収入といった属性ごとの所得変化の分布や将来の経済社会への影響が示されていない。

2.2 マイクロシミュレーションモデルに関する先行研究

マイクロシミュレーションモデルとは、人々、世帯、会社など、個体単位 (agent) で動作するモデリング技法である。各個体には、識別番号と関連する属性が付

与され、与えられたルールにより、状況状態や個々の行動による属性変化をモンテカルロ法によりシミュレートする¹¹⁾。これを用いることにより、小沢(2002)の先行研究では明らかになっていなかった、家族構成、年齢、収入といった属性ごとの所得変化の分布を明らかにすることができる。

マイクロシミュレーションモデルを用いた先行研究として稲垣(2010)¹¹⁾が挙げられる。この研究では稲垣らが開発したマイクロシミュレーションモデルであるINAHSIMモデルを用い、公的年金制度の所得保障機能が将来にわたって維持されているか、政策評価を示している。

INAHSIMモデルは、個々人の台帳に相当するデータセット(個人セグメント)、戸籍簿や住民基本台帳に相当するデータセット(夫婦セグメント、世帯セグメント)を作成し、それらのデータセット間にポイントによる関連付けを行うことによって構築されたモデルである¹²⁾。

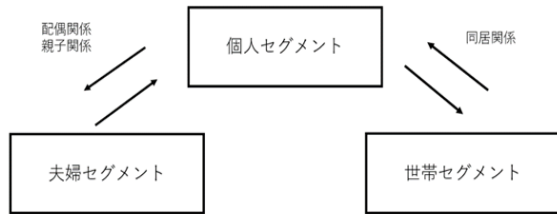


Fig. 1: INAHSIMモデルのデータ構造¹²⁾

INAHSIMモデルの問題点を以下のようにまとめる。第一に、居住地のデータがなく、地域を限定した分析や地域ごとの比較ができないことである。第二に、労働者の従事している産業分類や、企業規模のデータがないことである。

2.3 その他の先行研究

その他にも、ベーシックインカムに関して様々な観点から研究がなされている。ベーシックインカムに関する先行研究に関し、観点ごとに以下のTable 1にまとめた。

Table 1: BIに関する先行研究

観点	期待されていること	先行研究
行政	給付業務の効率化	徳丸宣穂(2017)「フィンランドにおけるベーシックインカム社会実験とその射程」『Trans/Actions』第2巻, pp.163-189
経済	失業者の労働意欲の向上	深澤 薫平・高島 幸成・八木 勲(2020)「ベーシックインカムの検証に向けてのマクロ経済モデルの構築」『情報処理学会第82回全国大会講演論文集』pp.341-342
労働者	就業上の問題(労働時間の長さ、正規雇用と非正規雇用の格差)改善	小沢修司(2001)「ベーシック・インカム論と福祉社会の展望～所得と労働の関係性をめぐって～」『社会福祉研究』第2号, pp.40-47
国民	生活の安定	原田泰(2015)「ベーシック・インカム：国家は貧困問題を解決できるか」中公新書
フェミニスト	家族への依存からの解放	壺田香穂里(2009)「ベーシック・インカムとフェミニスト・ツイズンシップ」『社会福祉学』第50巻第3号, pp.5-17

以上の先行研究を踏まえて、ベーシックインカムが国民の生活を安定させ、貧困問題を解消できるかという観点から、マイクロシミュレーションモデルを用い、

従来の社会保障制度とベーシックインカムを比較することにより分析した。

3 研究手法

3.1 使用データ

本研究では、村田・原田(2019)による合成人口データを用いる。

合成人口データは、国勢調査の統計データに基づき合成されたデータである。統計データに従って図2の9種類の世帯を作成し、その種類に従って世帯の構成員となるエージェントを生成する。各エージェントは世帯の中での役割(単身、夫、妻、父、母、子)、性別、年齢、就業状態、所得などの属性を持っている¹³⁾。

合成人口データを用いるメリットは、エージェント単位であり、各エージェントが以上で述べたような多くの属性を持ち、属性ごとの所得変化の分布を得られることである。これにより、様々な観点から考察を行うことができる。

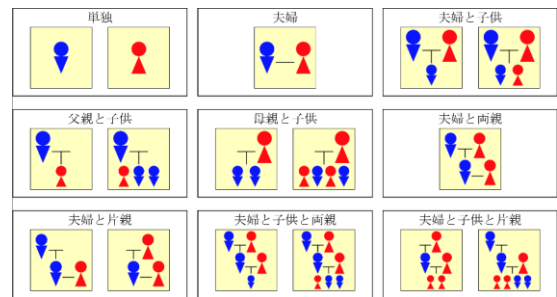


Fig. 2: 合成人口データの世帯¹⁴⁾

なお、本データにおける所得は、賃金構造基本統計調査(BSWS)に基づき割り当てられている¹⁵⁾。

本研究では、2015年の合成人口データの浜松市中区のデータを用い、試算を行った。

3.2 シミュレーション手法

本研究では、INAHSIMモデルのデータ構造をもとにし、モデルを構築する。

3.2.1 従来通りの社会保障制度を継続した場合のシミュレーション

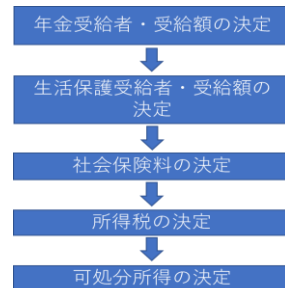


Fig. 3: シミュレーションの流れ

従来通りの社会保障制度を継続した場合のシミュレーションは、①年金受給者・受給額の推定、②生活保護受給者・受給額の推定、③社会保険料の推定、④所得税の推定の順でおこなった。

①年金受給者・受給額の推定に関して、まず、年金受給者数と受給額の推定を行った。

年金受給率は厚生労働省年金局(2017)¹⁶⁾より、「国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の遷移」表の平成28年の受給率を用い、繰上げ受給率を60-64歳の年金受給率、65-69歳の受給率を100-(繰下げ受給率)%とし、70歳以上の者は全員年金受給者であるとみなした。そのため、国民年金の未加入者や、厚生年金のみを繰上げ・繰下げした者は考慮していない。また、受給額に関しては、厚生労働省年金局(2017)¹⁷⁾の調査結果の概要より、「性別・本人の年齢階級別・本人の公的年金(共済組合の年金、恩給を含む)年金額階級別構成割合」を用いた。

以上のデータから、受給していない者は0円、300万円以上は540万円、その他の階級は平均値を年額の受給率とし、年金受給額の割合を求めた。なお、300万円以上を540万円としたのは、厚生年金の標準報酬月額最大の、月額65万円(年額780万円)(日本年金機構ホームページより)¹⁸⁾であり、300万円と780万円の平均値をとったためである。なお、合成人口データで処理する都合上、月額に変換している。

次に、計算した年金受給額の割合と合成人口データ上の人数を掛け合わせ、合成人口データ上の受給者数を算出した。

小数点は四捨五入した。しかし、合計した人数が、合成人口データ上の実際の人数とあわなかった場合には、人数の多いものから、1ずつ増減を行った。

次に、合成人口データ上でそれぞれの金額を割り当てる処理を行った。まず、性別・年齢区分ごとにデータファイルに分けた。それぞれのデータファイル上で、まず、すべてのエージェントに一樣乱数を付与し、乱数の値で順位付けを行った。次に、順位の値の範囲で条件付けを行い、それぞれに年金受給額を付与した。例えば、65-70歳の男性であれば、順位が88以下であれば受給額0円を付与し、89以上249以下であれば受給額20833円を付与するというようにして処理を行った。

②生活保護受給者・受給額の推定に関して、まず、生活保護受給世帯数の推定を行った。統計センターしずおか(2015)¹⁹⁾によると、静岡県平成27年度の生活保護受給世帯数の平均値は23699であり、総務省統計局「平成27年国勢調査結果」²⁰⁾によると、平成27年の静岡県の世帯数は1427449であった。よって、静岡県の全世帯における生活保護受給率は、 $23699 \div 1427449 = 1.66\%$ であると推定される。合成人口データ上の浜松市中区の世帯数は97472世帯であるため、その中で生活保護受給世帯は、 $97472 \times 1.66\% = 1618$ 世帯となる。

次に、年齢・世帯人数別に生活保護受給額を推定した。厚生労働省ホームページ²¹⁾、中央法規出版(2020)

²²⁾とその追補²³⁾に記載されている「保護の基準等」をもとにしてシミュレーションを行った。浜松市中区が属する、「2級地-1」での保護の基準は以下のようになっている。なお、最低生活費のうち「介護扶助基準」、「医療扶助基準」、「出産扶助基準」、「生業扶助基準」、「一時扶助基準」、「葬祭扶助基準」、「障害者加算」、「介護施設入居者加算」、「妊産婦加算」に関しては、合成人口データ上に表すために必要なデータがないため考慮しないものとした。また、「生活扶助本体における経過的加算」、「母子加算」については、処理が複雑になるため、本研究では考慮しないものとした。

・生活扶助基準

生活扶助基準は、年齢階級別に設定される第1類、世帯人員ごとの第一類逓減率、世帯人員ごとの第2類がある。

また、それぞれは①と②の二種類の金額が設定されており、「生活扶助基準(第1類+第2類)① $\times 0.855$ 」または「生活扶助基準(第1類+第2類)②」のいずれか高いほうを生活扶助基準額とする。

・加算

先述の理由から、児童養育加算のみを考慮することとした。児童養育費は児童1人につき10190円である。また、児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者と規定されているが、国勢調査では誕生月の統計公表がなく、合成人口データ上では誕生月のデータは推定されていないため、本研究では17歳までの者を児童とした。

・住宅扶助基準

浜松市のホームページ²⁴⁾によると、浜松市の住宅扶助基準額は以下のようにになっている。

Table 2: 浜松市住宅扶助基準²⁴⁾

1人	2人	3-5人	6人	7人以上
37700円	45000円	49000円	53000円	59000円

住宅扶助では基準額の範囲内で実費相当が支給されることとなっているが、本研究では基準額の満額を支給すると想定した。

・教育扶助基準、高等学校等就学費

合成人口データ上には、就学情報が区分されていない。本研究では、6-11歳の者を小学生、12-17歳の者を中学生もしくは高校生と想定し、6-11歳の者には小学生の基準額である2600円を、12-17歳の者には中学生の基準額と高校生の基準額の平均値である5200円が受給されることとした。また、教育扶助では、教材費や給食費などの実費も支給されるが、合成人口データ上に表すために必要なデータがないため考慮しないものとした。

以上の基準額を合算し、年齢階級・世帯人員別の最低生活費を算出した。なお、生活扶助基準(第2類)と住宅扶助基準に関しては、基準額を世帯人員数で割

ることで、一人当たりの金額を算出した。

次に、合成人口データ上の各世帯が、生活保護受給資格のある世帯であるか否かを推定した。推定手法は、まず、先ほど年齢・世帯人数別に推定した生活保護受給額を、合成人口データ上の各個人に付与した。次に、世帯ごとに世帯人員全員の「所得額（年金を含む）」と「生活保護推定受給額」を合計し、世帯ごとの「所得額（年金を含む）」と「生活保護推定受給額」を算出した。そして、「所得額（年金を含む）」が「生活保護推定受給額」を下回った場合、その世帯に生活保護受給資格を付与した。

最後に、受給資格のある世帯の中から生活保護を受給する世帯を選出した。選出手法は、まず、受給資格のある世帯に一樣乱数を付与し、その大きさで順位づけを行った。そして、その順位が浜松市中区の生活保護受給世帯数である 1618 以内であった場合に、生活保護受給世帯であるとした。

③社会保険料の推定に関して、社会保険料は給与所得の 10%とした。その理由は、先行研究の小沢（2002）⁵⁾では社会保険料を 10%と想定していたことと、全国健康保険協会ホームページ²⁵⁾によると、令和 2 年 9 月以降の静岡県全国の健康保険協会管掌健康保険料が、「介護保険第 2 号被保険者」に該当しない場合は 9.73%、該当する場合は 11.52%であり、概ね 10%であることが挙げられる。本研究で国民健康保険料を考慮しなかった理由としては、処理が複雑になることや、合成人口データ上では労働者は全て雇用労働者とみなされており、自営業主等が考慮されていないためである。生活保護受給者を除く全ての世帯に対して、年金も含めた所得に 10%を乗じて社会保険料を算出した。

④所得税の推定に関して、本研究では、所得控除のうち、「基礎控除」、「給与所得控除」、「配偶者控除」、「社会保険料控除」、「扶養控除」のみを考慮した。

「基礎控除」に関しては、国税庁ホームページ²⁵⁾を参照し、全員 48 万円を控除した。なお、所得が 2400 万円を超えると控除額が減少するが、合成人口データ上に対象者がいなかったため考慮しなかった。

「給与所得控除」に関しても同様に国税庁ホームページを参照した。給与所得控除額を以下の Table 3 にまとめた。

Table 3: 給与所得控除額²⁶⁾

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000 円まで	550,000 円
1,625,001 円から 1,800,000 円まで	収入金額×40%−100,000 円
1,800,001 円から 3,600,000 円まで	収入金額×30%+80,000 円
3,600,001 円から 6,600,000 円まで	収入金額×20%+440,000 円
6,600,001 円から 8,500,000 円まで	収入金額×10%+1,100,000 円
8,500,001 円以上	1,950,000 円 (上限)

「配偶者控除」に関しては、実際の配偶者控除額は納税者の合計所得金額、配偶者の年齢別に分かれているが、本研究では、全員が 70 歳未満・900 万円以下の金額 (38 万円) を控除されるものとして試算を行った。

「社会保険料控除」に関しては、先述の手法により社会保険料を算出し、その額を控除した。

「扶養控除」に関しては、成人の扶養対象者を特定することが困難であったため、16 歳以上 18 歳以下が対象である「一般扶養親族」、19 歳以上 22 歳以下が対象である「特定扶養親族」のみを考慮した。制度上、16 歳未満の控除はない。

「一般扶養親族」に関しては、38 万円を控除した。家族内での役割が「子供」であること、給与所得が 103 万円以下であること、16 歳から 18 歳であることの 3 つの条件を満たすものを「一般扶養親族」とみなした。

「特定扶養親族」に関しては、63 万円を控除した。家族内での役割が「子供」であること、給与所得が 103 万円以下であること、19 歳から 22 歳であることの 3 つの条件を満たすものを「特定扶養親族」とみなした。

所得税の試算方法に関して、まず、先に述べた控除額を差し引き、一人ひとりの課税所得を算出した。次に、世帯ごとに課税所得を合算し、以下の Table 4 の通りに所得税を求めた。

Table 4: 所得税の税率²⁷⁾

課税される所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円を超え 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円を超え 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円を超え 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円超	40%	2,796,000 円

3.2.2 ベーシックインカムを導入した場合のシミュレーション

ベーシックインカムを導入した場合のシミュレーションは、先行研究の小沢（2002）⁵⁾と同様に、社会保障制度の現金給付部分（年金、生活保護等）を一人あたり月 8 万円のベーシックインカムに置き換え、所得税を比例課税と想定してシミュレーションを行った。なお、社会保障費は、国立社会保障・人口問題研究所「平成 30 年度社会保障費用統計」²⁸⁾を用いた。

先述の「平成 30 年度社会保障費用統計」によると、平成 30 年度の社会保障総額は 125 兆 4294 億 3500 万円であり、うち現金給付は 62 兆 4574 億 1000 万円、現物給付は 62 兆 9720 億 2500 万円である。

総務省統計局の人口推計によると、平成 30 年 10 月 1 日時点での人口は 1 億 2644 万 3000 人である。よって、月 8 万円のベーシックインカムを支給するために必要な金額は、

1 億 2644 万 3000 (人) × 8 (万円) × 12 (カ月) = 121 兆 3852 億 8000 万円 となる。

また、国税庁の「平成 30 年分民間給与実態統計調査」²⁹⁾によると、平成 30 年の給与総額は 223 兆 5,483 億円である。よって、ベーシックインカムを全て給与所得の比例課税で賄うとすると、およそ 54%の所得税となる。

社会保険料に関して、社会保障費は現物給付のみになるので、62 兆 9720 億 2500 万円 (社会保障現物給付総額) ÷ 125 兆 4294 億 3500 万円 (社会保障総額) = 50%となる。従来の社会保険料は給与所得の 10%であるため、ベーシックインカム導入後の社会保険料は、所得の 10%×50%=5%となる。

試算の手順としては、まず、社会保険料を算出し、その後所得税を算出した。社会保険料の算出方法は、(ベーシックインカムを除いた給与収入) × 5% (社会保険料率) である。また、所得税の算出方法は、([ベーシックインカムを除いた給与収入] - [社会保険料]) × 54% (所得税率) である。

以上により得られた、従来の社会保障制度を継続した場合とベーシックインカムを導入した場合のそれぞれの世帯ごとの可処分所得を比較することにより、次章考察を行う。

4 分析・考察

4.1 分析結果

従来の社会保障制度を継続した場合と、ベーシックインカムを導入した場合の等価所得 ($y = \frac{x}{\sqrt{n}}$ y は等価所得, x は可処分所得, n は世帯人員) を各世帯ごとに求めた。

ベーシックインカム導入前後の等価所得をローレンツ曲線で表したところ、以下の通りとなった。

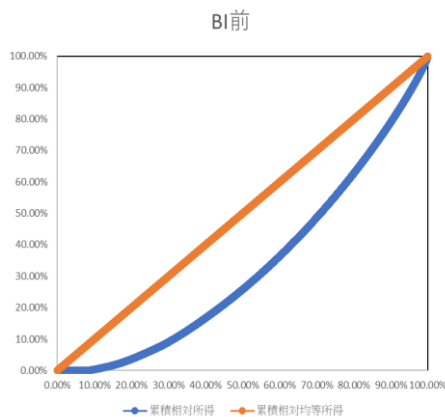


Fig. 4: BI 導入前ローレンツ曲線

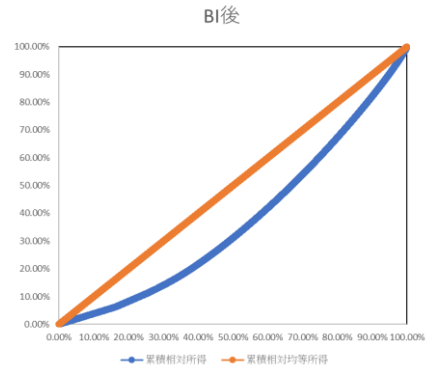


Fig. 5: BI 導入後ローレンツ曲線

ベーシックインカム導入前のジニ係数は 0.34, 導入後のジニ係数は 0.26 である。

また、BI 導入後に所得が増加する世帯と減少する世帯の所得階級の分布を Table 5 にまとめた。

Table 5: 所得階級別 ベーシックインカム導入後の所得増減世帯数・割合

所得階級 [万円]	導入後所得増加世帯	導入後所得減少世帯	合計	増加した世帯の割合	減少した世帯の割合
~100	14093	0	14093	100.00%	0.00%
100~200	5396	4386	9782	55.16%	44.84%
200~300	2997	9512	12509	23.96%	76.04%
300~400	3808	9457	13265	28.71%	71.29%
400~500	3256	7881	11137	29.24%	70.76%
500~600	3185	6125	9310	34.21%	65.79%
600~700	2048	6232	8280	24.73%	75.27%
700~800	1776	4575	6351	27.96%	72.04%
800~900	506	3731	4237	11.84%	87.32%
900~1000	206	2614	2820	7.30%	92.70%
1000~	139	5549	5688	2.44%	97.56%

また、BI 導入により所得が増加した世帯・減少した世帯を家族類型別にまとめると以下の通りになる。

Table 6: 家族類型別 ベーシックインカム導入後の所得増減世帯数・割合

家族類型	導入後所得増加世帯	導入後所得減少世帯	合計	増加した世帯の割合	減少した世帯の割合
単独	14012	23460	37472	37.39%	62.61%
夫婦のみ	3415	16522	19937	17.13%	82.87%
夫婦と子	14048	12122	26170	53.68%	46.32%
男親と子	285	908	1193	23.89%	76.11%
女親と子	4168	3347	7515	55.46%	44.54%
夫婦と両親	31	310	341	9.09%	90.91%
夫婦と	222	1051	1273	17.44%	82.56%

ひとり親					
夫婦、子供と両親	382	902	1284	29.75%	70.25%
夫婦、子供とひとり親	847	1440	2287	37.04%	62.96%

また、BI 導入により所得が増加した世帯・減少した世帯を世帯人員別にまとめると以下の通りとなった。

Table 8: 世帯人員別 ベーシックインカム導入後の所得増減世帯数・割合

世帯人員	導入後所得増加世帯	導入後所得減少世帯	合計	増加した世帯の割合	減少した世帯の割合
1人	14012	23460	37472	37.39%	62.61%
2人	6499	19829	26328	24.68%	75.32%
3人	6269	10577	16846	37.21%	62.79%
4人	7387	4333	11720	63.03%	36.97%
5人	2509	1199	3708	67.66%	32.34%
6人以上	734	664	1398	52.50%	47.50%

次に、生活保護受給世帯、年金受給者がいる世帯への影響を調べるため、それぞれについて BI 導入後の等価所得増減額を以下の Fig. 6, Fig. 7 に表した。

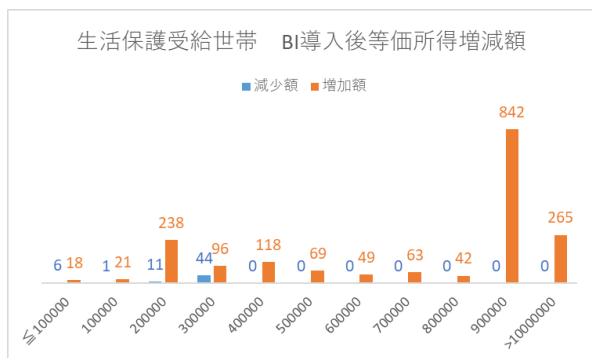


Fig. 6: 生活保護受給世帯 BI 導入後等価所得増減額

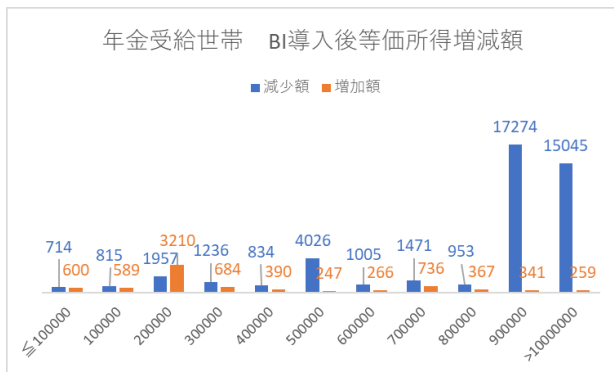


Fig. 7: 年金受給世帯 BI 導入後等価所得増減額

4.2 考察

以上より、ベーシックインカムを導入すると、所得が減少する世帯が多くなる一方で、所得が200万円以下の低所得者層の所得は増加することが明らかになった。また、ジニ係数の改善がみられた。このことから、社会保障制度の重要な機能である、高所得層から資金を調達して、低所得層や稼働能力のなくなった人にそ

の資金を移転するという「所得再分配機能」が年金や生活保護といった従来の社会保障制度よりも高いと言える。よって、ベーシックインカムが貧困問題の解消に有効であると考えられる。

また、家族類型別にベーシックインカム導入前後の所得を比較すると、「夫婦と子」、「女親と子」の家族類型の場合、ベーシックインカム導入後に所得が増加する世帯が、所得が減少する世帯よりも多くなり、その他の家族類型では所得が減少する世帯の方が多くなった。特に、「夫婦のみ」、「夫婦と両親」の家族類型では所得が減少する世帯の割合が非常に高くなった。よって、子供がいる世帯の方がベーシックインカム導入による恩恵を受けやすいと考えられる。

また、世帯人員別にベーシックインカム導入前後の所得を比較すると、世帯人員が4人以上の場合、ベーシックインカム導入後に所得が増加する世帯が、所得が減少する世帯よりも多くなり、その他の家族類型では所得が減少する世帯の方が多くなった。それに加え、子供がいる世帯の方が導入後に所得が増加する割合が高いことを踏まえると、子供が多い世帯ほどベーシックインカム導入による恩恵を受ける可能性が高くなる。よって、ベーシックインカムは子供の養育費や教育費を緩和し、金銭的なハードルを下げ、少子化の緩和につながる可能性もある。

一方で、年金受給世帯では100万円以上所得が減少する世帯が多く、稼働能力のない者が多い高齢者への影響が懸念される。

4.2.1 本モデルの問題点

本モデルで用いた合成人口データは、賃金構造基本統計調査 (BSWS) に基づき所得の割り当てを行っている。そのため、個人事業主などといった BSWS の調査対象外の属性をもった労働者は月収が0とされており、実際より低所得者の割合が高くなっている。

その他にも、生活保護の金額の試算の際には、考慮しなかった加算額がある。そのため、実際に支給されている金額よりも少ない。

控除額の試算については、一部の控除のみを考慮した。そのため、実際の控除額より小さくなっており、実際の所得税より大きくなってしまっている。

また、今回は浜松市中区のデータのみ限定して試算を行ったため、全国とは異なる特徴があると考えられる。そのため、今後は全国に関する試算や、他地域との比較などを行う必要がある。

また、本研究では、全国の統計データから導入に必要な所得税率を計算し、所得税率を54%と設定した。しかし、合成人口データの浜松市中区のデータの人口、稼働所得の合計から必要な所得税率を計算したところ、約59%とずれがあった。このことは、全国で税率を計算すると自治体によっては負担が大きくなる可能性を示唆する。そのため、自治体負担を平等にするには所

得税を地域ごとに計算する必要があると考えられる。

5 おわりに

以上の成果から、本研究は先行研究では明らかになっていなかった、所得階級別、家族類型別、世帯人員別のそれぞれにおける、ベーシックインカムにおいて所得が増加する世帯・減少する世帯の割合が明らかになった。それにより、ベーシックインカムで恩恵を受ける世帯、そうでない世帯の傾向が明らかになったことは、ベーシックインカム制度を検討する上で非常に価値があると言える。

また、小沢(2002)⁵⁾では、従来の性別役割分業に基づく企業中心的社会保障システムにより、働く女性の負担が大きく、少子化の原因となっていることや、ベーシックインカムが企業中心の特徴を緩和する可能性を示唆していた。それに加え、本研究でベーシックインカムが子供を産む金銭的なハードルを下げ、少子化の緩和につながる可能性があることが明らかになった。これにより、ベーシックインカムが少子化問題に複数の側面から寄与する可能性があることがわかり、社会的価値のあるものだと言える。

現在、合成人口データに年金額、生活保護額、社会保険料、所得税額の推定を行う手法は開発されておらず、本研究は制度の詳細を調査し、社会保障関連の属性を仮想個票に付与できた。本研究の成果により、ベーシックインカムの研究に留まらず、生活保護制度や年金制度の改正のシミュレーションなどを行えるようになることや、社会保障費の増大にともなう財政問題に関するシミュレーションなど、様々な社会問題に応用できると考えられる。

しかしながら、本研究のモデルには、実際の所得分布と乖離していることなど、多くの問題点も残されており、さらなる改善が必要である。

また、今回はベーシックインカムの金額を、小沢(2002)⁵⁾の先行研究と同額の月額8万円でのみ試算を行ったが、様々な金額で試算を行い、妥当な金額を考察する必要がある。

また、実際に年金や生活保護を廃止し、ベーシックインカムを導入すると、年金を支払った年数の違いにより不公平が生じることや、出産、入院等のもとまった金額が必要な場合や傷病上の理由等で稼働能力のない者に配慮できないことや、フリーライダー問題などが生じる。そのため、ベーシックインカムが就業意欲に与える影響や、出産等のライフイベントに与える影響など、より多角的にベーシックインカム制度について考察する必要がある。

参考文献

- 1) 厚生労働省：平成29年版厚生労働白書－社会保障と経済成長一，3/447(2017)
- 2) <https://www.mof.go.jp/zaisei/matome/thinkzaisei11.html>

- 3) 尾藤吉永,小久保,生活保護問題対策全国会議：生活保護「改革」ここが焦点だ!,あけび書房(2011)
- 4) 厚生労働省：平成24年版厚生労働白書－社会保障を考える一,2/245(2012)
- 5) 小沢修司：福祉社会と社会保障改革 ベーシック・インカム構想の新地平,1/188,高学出版(2002)
- 6) 山森亮：ベーシック・インカム入門 無条件給付の基本所得を考える,1/284,光文社(2009)
- 7) 徳丸宜穂：フィンランドにおけるベーシックインカム社会実験とその射程,Trans/actions,第2巻,163/189(2017)
- 8) 小沢修司：ベーシック・インカム論と福祉社会の展望～所得と労働の関係性をめぐって～,社会福祉研究第2号,40/47(2001)
- 9) 堅田香緒理：ベーシック・インカムとフェミニスト・シティズンシップ,社会福祉学,第50巻,第3号,5/17(2009)
- 10) 伊藤誠：ベーシックインカムの思想と理論,日本学士院紀要,第65巻,2号,109/135(2011)
- 11) 稲垣誠一：マイクロシミュレーションモデルを用いた公的年金の所得保障機能の分析,社会保障研究,第46巻,1号,23/34(2010)
- 12) 稲垣誠一：日本の将来社会・人口構造分析 マイクロシミュレーションモデル(INAHSIM)による推計,1/106,財団法人日本統計協会(2007)
- 13) 柘井,村田：公開統計データを用いた世帯構成員の特徴量の進化的推計手法,進化的計算学会進化的計算シンポジウム2013講演論文集,121/126(2013)
- 14) <http://www.res.kutc.kansai-u.ac.jp/~murata/synthetic-methods/>
- 15) 杉浦,村田,原田：賃金構造基本統計調査に基づく合成世帯集団の労働者への所得の割当て,システム制御情報学会論文誌,第32巻,2号,69/78(2019)
- 16) 厚生労働省年金局：平成29年度厚生年金保険・国民年金事業の概況(2017)
- 17) 厚生労働省年金局：年金制度基礎調査(高齢年金受給者実態調査)平成28年(2016)
- 18) <https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20150515-01.html>
- 19) 統計センターしずおか：平成27年度生活保護適用世帯状況(2016)
- 20) 総務省統計局：平成27年国勢調査結果(2016)
- 21) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaijo/seikatsuhogo/seikatuho/index.html
- 22) 中央法規出版：生活保護手帳2020(2020)
- 23) <https://www.chuohoki.co.jp/correction/14.php>
- 24) <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/fukushisomu/seiho/jutaku.html>
- 25) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r02/r2ryougakuhyou9gatukara/>
- 26) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/shoto320.htm>
- 27) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2260.htm>
- 28) 国立社会保障・人口問題研究所：平成30年度社会保障費用統計(2020)
- 29) <https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/minkan/index.htm>